

令和5年執行予定三重県議会議員選挙臨時啓発（広報関係）業務委託 参加仕様書

1 委託業務の概要

- （1）名称 令和5年執行予定三重県議会議員選挙臨時啓発（広報関係）業務委託
- （2）期間 契約締結の日から令和5年5月12日（金）まで
- （3）内容 別添「業務仕様書」のとおり

2 契約上限額

12,749,396円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加条件

企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出した者

4 参加手続

企画提案コンペの参加希望者は、企画提案コンペ参加資格確認申請書（第1号様式）及び同申請書3に記載の添付書類を提出してください。また、必要がある場合は、委任状（第4号様式）1部をあわせて提出してください。

（1）提出期限

令和5年1月19日（木）15時まで（必着）

（2）提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県地域連携部 市町行財政課 選挙班（三重県庁2階）
（三重県選挙管理委員会事務局）

（3）提出方法

上記の提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください（メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。）。

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「12 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

（4）参加資格確認結果

令和5年2月1日（水）までに電子メールにて通知します。

5 企画提案コンペの実施方法

提案者は、下記のとおり企画提案資料を提出期限までに提出してください。

なお、提案の提出は、1事業者につき1件までとします。

本仕様書に基づき提出された企画提案資料について、別に設置する「令和5年執行予定三重県議会議員選挙臨時啓発（広報関係）業務委託 企画提案コンペ選定委員会」

(以下「選定委員会」という。)において、書面審査とプレゼンテーション審査を行い、最優秀提案を選定します。

最優秀提案は、条件を付与したうえで選定する場合があります(提案者は、付与された条件を承諾できない場合は、提案を取り下げることができます。)

(1) 提出期限

令和5年2月2日(木) 17時まで(必着)

(2) 提出先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部 市町行財政課 選挙班(三重県庁2階)

(三重県選挙管理委員会事務局)

(3) 提出方法

上記の提出先へ持参又は郵便、民間事業者による信書便により提出してください(メール及びファクシミリでの提出はお受けできません。)

なお、郵送等により提出する場合は、提出期限までに、電話にて「12 担当部局」に書類の受理確認を行ってください。

(4) 提出を求める企画提案資料及び提出部数

以下のとおり、書類を提出してください。なお、様式名が記載されていないものは、任意様式で提出してください。

① 見積書 8部(正1部、写し7部)

- ・見積金額は、本業務の履行に要するすべての経費を含めて記載すること。
- ・費用の内訳を可能な限り記載すること。
- ・見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額が1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって契約金額とするため、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

② 提案事業者の概要書 8部(正1部、写し7部)

提案事業者の組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等)、組織体制(主な事業所を含む)、沿革等を簡潔に記載したもの。

③ 共同事業体協定書兼委任状(第3号様式) 8部(正1部、写し7部)

共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また共同事業体の組織規程や会則、契約書等の写しを添付してください。

④ 実施スケジュール表(行程表) 8部(正1部、写し7部)

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールを記載してください。

⑤ 企画提案書 8部(正1部、写し7部)

原則A4版・両面長辺綴じ印刷・文字サイズおおむね11ポイント以上
表紙を含め20ページ以内

記載内容(実際に履行可能な内容を記載すること。)

ア 企画提案の内容

(ア) WEB広告制作に関すること

業務仕様書の「①WEB広告配信業務」について、次の項目を含めて提案してください。

- ・バナー広告のデザイン案を3案提案すること。
- ・動画広告の絵コンテ（視聴者（県内有権者）にどのように伝えるかを含めて提案すること。なお、下記（イ）テレビCMと同じ動画とする場合、その旨、記載することで省略可。）
- ・各媒体のクリック数の見込み値

(イ) テレビCM作成に関すること

業務仕様書の「②テレビCM作成」について、次の項目を含めて提案してください。

- ・動画の絵コンテ（視聴者（県内有権者）にどのように伝えるかを含めて提案すること。）

(ウ) 新聞広告原稿及び選挙公報広告原稿作成並びに新聞広告掲載に関すること

業務仕様書の「③新聞広告原稿及び選挙公報広告原稿作成並びに新聞広告掲載」について、次の項目を含めて提案してください。

- ・新聞広告及び選挙公報広告原稿のデザイン案を各3案提案すること。
（県内有権者にどのように伝えるか、デザインの意図を含めて提案すること。）

(エ) ポスター及びコンビニレジ液晶POPデザイン作成に関すること

業務仕様書の「④ポスター及びコンビニレジ液晶POPデザイン作成」について、次の項目を含めて提案してください。

- ・ポスター及びコンビニレジ液晶POPデザイン案を各3案提案すること。
（県内有権者にどのように伝えるか、デザインの意図を含めて提案すること。）

(オ) 啓発イベント

業務仕様書の「⑤啓発イベント」について、次の項目を含めて提案してください。

・実施スケジュール

当業務を円滑に推進するための具体的スケジュールを記載してください。
上記の行程表とは、別に作成をしてください。

・業務の実施体制

当業務を円滑に推進するための実施体制の詳細を記載してください。

新型コロナウイルス感染症等の状況を鑑みて、感染防止対策や移動制限が出されたときの対応など、業務実施に係る工夫について可能な限り記載してください。

・類似事業の実績

過去3年の間に、今回の契約金額と同規模程度の実績があれば、その内容（動画の概要、ウェブサイト等URL、実施年度、契約相手先等）を記載してください（3件まで）。

（カ）啓発資材（除菌ウェットティッシュ）のデザイン作成

業務仕様書の「⑥啓発資材（除菌ウェットティッシュ）のデザイン作成」について、次の項目を含めて提案してください。

・除菌ウェットティッシュのフラップ部分のデザイン案を3案提案すること。

（県内有権者にどのように伝えるか、デザインの意図を含めて提案すること。）

（キ）独自提案

所定の提案事項以外に、県内有権者の投票行動につなげる効果的な啓発・方策について、契約上限額の範囲内で実施可能なものがあれば提案してください。

イ 委託業務の一部を第三者に委託する場合、再委託の相手方の名前（法人にあっては、法人名及び代表者名）、再委託を行う業務の範囲及び再委託の理由を、企画提案書に記載（確定していない場合、「予定」と記載）すること。

（5）第1次審査（書面審査）の実施

実施日時 令和5年2月7日（火）（予定）

※応募多数の場合に実施し、提案者数が少ない場合は省略します。

（6）第2次審査（プレゼンテーション審査）の実施

提出された企画提案資料の審査を行うため、下記のとおりプレゼンテーション審査を実施します。プレゼンテーションにおける説明は、上記（4）の企画提案資料により行うものとします。

実施日時 令和5年2月9日（木）（予定）

※プレゼンテーションは、オンライン会議システム（Zoom）を利用して実施する場合があります（資料の画面共有は不可）。

※プレゼンテーションの実施日時・方法は、令和5年2月8日（水）に、電子メール等にて連絡します。

(7) 審査の結果

① 第1次審査（書面審査）

審査の結果は、第2次審査対象者を決定した後、提案したすべての者に対して速やかに通知します。

② 第2次審査（プレゼンテーション審査）

審査の結果は、最優秀提案者を決定した後、第2次審査対象者に対して速やかに通知します。

6 最優秀提案を選定するための評価基準

審査にあたっては、下記の項目を重視し、企画提案資料を総合的に評価して選定します。

(1) 的確性

- ・企画提案の内容は、業務の目的を理解し、仕様書に定める要件をすべて満たしたうえで、目的達成のために効果的な手法及び内容が、具体的に提案されているか。

(2) 各種選挙啓発業務及び独自提案の企画性（比重配点×2）

- ・主に若年層（10代、20代）への投票行動を促進する内容となっているか。
- ・県内有権者への投票日や期日前投票の効果的な周知が期待できる提案となっているか。
- ・CM動画及び各種広報媒体のデザインの内容は、実際の投票行動の促進への寄与が期待できる内容となっているか。
- ・独自提案がある場合には具体的かつ効果が高い内容となっているか。

(3) 大型商業施設等での啓発イベントの企画性

- ・開催方法、会場、有権者への投票日や期日前投票を周知するための工夫等について、具体的な提案となっているか。
- ・イベントの内容は、実際の投票行動の促進への寄与が期待できる内容となっているか。

(4) 経済的合理性

- ・見積額及び積算内訳・根拠は適当か。また、費用対効果の観点から事業予算額を効率的であるか。

(5) 実施体制

- ・新型コロナウイルス感染症等の状況及び対策を踏まえて、委託業務を適切に実施できる体制が提案されているか。
- ・実施スケジュールは無理のない内容となっているか。
- ・類似業務の実績があるなど、業務の着実な履行が期待できるか。

7 質疑応答

質問事項の取扱いについては、下記のとおりとします。

(1) 質問の受付期間

入札公告の翌日から令和5年1月13日（金）17時まで（必着）

(2) 質問の方法

質問申請書（第5号様式）について、「12 担当部局」あてに電子メールにより提出してください。電子メールの送信後、必ず電話にて受理確認をしてください。

(3) 質問の内容

質問は、原則として、当該委託業務にかかる条件や応募手続き等の事項に限るものとし、企画内容に関するもの、他の応募者の提案書提出状況に関するもの、積算に関するもの及び採点に関するものにはお答えできませんので、ご了承ください。

(4) 質問に対する回答

受け付けした質問に対する回答は、令和5年1月17日（火）までに、三重県ホームページの「企画提案コンペ等情報」に掲載します。

なお、質問申請書の提出の有無にかかわらず、企画提案資料の提出前には質問内容に対する回答ページをご確認ください。

8 契約方法に関する事項

- (1) 最優秀提案者との契約締結時には、下記の①から③までの書類が各1部ずつ必要となります（ただし、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、提出（提示可）ができない場合は、別途通知する提出期限までに、申立書（第6号様式）を提出してください。）。

① 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のないこと用）」（所管税務署が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し

② 三重県に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、県税についての「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案資料提出期限の6か月前までに発行したもの）の写し

③ 契約実績証明書（第2号様式）

過去3年の間に、今回の委託金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約実績がある場合に提出してください。

- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工

事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、三重県会計規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、三重県会計規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続き中の者については、契約保証金を免除しません。

（3）契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

三重県は、受託業者が三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

（1）受託業者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- ① 断固として不当介入を拒否すること。
- ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。
- ③ 「12 担当部局」に報告すること。
- ④ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、担当部局と協議を行うこと。

（2）受託業者が上記10（1）②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱第7条の規定を準用し、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

11 その他

- （1）企画提案コンペ及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限ることとします。
- （2）提案に必要な一切の費用は、各提案者の負担とします。
- （3）企画提案書提出後、事業者が決定するまでの間は、企画提案書に記載された内容の変更を認めません。
- （4）企画提案書は、契約に至った場合に使用する他、事業者選定以外には使用しないものとし、県の文書規程に従い管理を行います。また、提出のあった各提案書については、返還を行いません。

- (5) 提出された提案書については、三重県情報公開条例に基づき情報公開の対象となります。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので、その部分を明記してください。
- (6) 契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守してください。また、三重県個人情報保護条例第 68 条及び第 69 条、第 72 条に委託を受けた事務に従事している者、若しくはしていた者に対する罰則規定があるので留意してください。
- (7) その他必要な事項は、三重県会計規則の規定によるものとします。

12 担当部局

〒514-8570

三重県津市広明町13番地

三重県地域連携部 市町行財政課 選挙班

(三重県選挙管理委員会事務局) (担当：前坂、橋本)

電話 059-224-2172 FAX 059-224-2371

E-mail senkan@pref.mie.lg.jp